平成２４年（フ）第４号
兵庫県宝塚市安倉中４丁目17番36号　レオパレスコンフォール安倉101、前住所兵庫県川西市一庫２丁目４番15号
債務者　河本　龍也
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０７３号
兵庫県西宮市枝川町３番122―405号
債務者　仲井　信行
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０５１号
北九州市小倉北区南丘１丁目23番１―503号
債務者　遠藤　靖博（旧姓西迫）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０７０号
北九州市小倉北区今町１丁目４番７―301号
債務者　寺町きくえ
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０７１号
北九州市小倉北区高尾１丁目41番30―301号
債務者　森　　一幸
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０７２号
北九州市小倉北区高尾１丁目41番30―301号
債務者　森　　由美（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０８３号
北九州市小倉北区上到津１丁目13番７―402号
債務者　嶋田　康二
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１０１号
北九州市門司区大久保１丁目５番６―403号
債務者　平尾真理子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１０６号
福岡県遠賀郡水巻町二東３丁目３番11号
債務者　成澤スミ子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１０７号
北九州市小倉北区赤坂２丁目９番44号
債務者　近藤　惠子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３号
北九州市八幡西区本城東１丁目８番21―803号
債務者　平川　希美
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３１４４号
名古屋市中村区上ノ宮町２丁目29番地の２　上ノ宮マンション201
債務者　岩瀬　秀久
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４６６号
神戸市兵庫区湊山町５番７号、従前の住所神戸市兵庫区西柳原町３番27―303号
債務者　高見　　久
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４７４号
神戸市長田区片山町１丁目20番９号　ディアス片山201号、従前の住所神戸市長田区片山町５丁目10番２―704号
債務者　永島　京子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１号
兵庫県南あわじ市広田中筋917番地８
債務者　長谷　郁子（旧姓尾白）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１４号
長崎県南島原市深江町丁7488番地13、前住所長崎県島原市八幡町7676番地１
債務者　山内　　覚
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１号
青森県五所川原市大字吹畑字藤巻54番地４
債務者　木村　公美（旧姓小沢）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第３号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田154番地28
債務者　齋藤ケヱ子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係